

第3章



計画の内容

第3章 計画の内容

【基本方針1】

職場、家庭、地域でいきいきと暮らすことができる環境をつくるために・・・

男性も女性も、働いている人もそうでない人も、仕事、家事、趣味やボランティア、地域活動など、ライフステージに応じて自らが希望するバランスで、あらゆる活動に参画することができるようになることを目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を支える取組を展開します。

【施策の具体的方向1】

良好な子育て環境の整備と子育て世代への支援の推進

社会全体で子育て世代を支えることを目的に、平成27年（2015年）4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。本市では「秦野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「保育の量的拡大・確保」、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」及び「地域の子ども・子育て支援の充実」を図っていきます。

また、出産前からの子育てに関する親の不安や孤立感の解消を図るための支援を行うとともに、家庭と仕事や他の活動を両立するための多様なニーズに応じた保育サービスの充実に努めます。

●1-1-1. 安心して妊娠・出産ができ、子育て支援につながる保健体制の充実

妊娠から出産、育児までの切れ目のない支援のために、妊娠・出産包括支援事業として、母子保健コーディネーター※を配置した「子育て世代包括支援センター」※の設置、「産後ケア事業」及び「産前・産後サポート事業」を実施します。また、乳幼児健康診査や各種セミナーにおいて母親だけでなく、父親、祖父母を含め、継続的な子育て支援の拡充を図ります。



◆主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	妊娠・出産包括支援事業 の実施 〈健康づくり課〉	子育て世代の家族を対象とした、妊娠から出産、子育てまでの継続的な支援を行うため、母子保健コーディネーターを配置した「子育て包括支援センター」の増設、産後ケア事業及び産前・産後サポート事業を実施。
2	おめでとう家族教室の開催 (父親母親教室) 〈健康づくり課〉	妊婦とその家族を対象として、妊娠・出産・育児等についての知識や技術を習得し、夫婦が協力して子育てに取り組めるメニューを実施。
3	目指せイクメン講座の開催 〈健康づくり課〉	特に父親の参加を想定し、子育てに役立つ知識の普及啓発や情報提供を行い、親子のふれあいの大切さについて体験を通して学ぶ講座。
4	乳幼児健康診査の実施 (4ヶ月児、7ヶ月児、 1歳児、1歳6ヶ月児、 2歳児、3歳6ヶ月児) 〈健康づくり課〉	母子保健法に基づき、成長時期に応じた子どもの発育・発達を確認、疾病等の早期発見をするだけでなく、知識の普及啓発や情報提供のほか、継続的に子育て支援を実施。

◆目標設定

指標	現状値(H26)	目標値 (H32)
出産前後の子育て教室に参加する家族の人数	349人	475人

◇指標の説明と目標設定の考え方

【説明】おめでとう家族教室と目指せイクメン講座の交流時の参加人数

【考え方】子育てに関する不安の解消や喜び等を当事者同士で共有するとともに、父母の役割や協力を考える場として、妊婦のいる家族と子育て中の家族が交流する機会を拡充します。

● 1-1-2. ニーズに対応した保育サービスの提供

保育所等の受け入れ枠を拡大し、待機児童の解消に努めるとともに、保護者の就労、疾病、育児疲れ等に伴う多様な保育ニーズに対応し、多くの子育て家庭が利用しやすいサービスの提供に努めます。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	保育所等定員の拡大 〈保育こども園課〉	◇保育所等定員の拡大 保育ニーズに対応し、待機児童の解消に向けて認定こども園及び認可保育所における定員の拡大。
2	延長保育、病後児保育の実施 〈保育こども園課〉	◇延長保育 通常の保育時間を越えた保育。 ◇病後児保育 病気の回復期にある児童を専用の保育室で、看護師等の専任のスタッフが一時的に保育。
3	一時預かり事業の充実 〈保育こども園課〉	急な用事や週に2～3回の就労、冠婚葬祭などの理由により家庭で保育できなくなった場合に対応する一時的な保育。
4	公立幼稚園での一時預かり事業の充実 〈教育総務課〉	教育時間終了後から午後6時まで、保護者が園児を保育できない場合の保育。

◆目標設定

指標	現状値(H26)	目標値 (H32)
定員超過により、認可保育園等に入所できない児童の数	8人	0人

◇指標の説明と目標設定の考え方

【説明】認可保育園等に入園を希望する児童のうち、定員超過により入所できない児童の数（4月1日現在）

【考え方】男女共同参画社会の実現に向けて進めるべき施策のアンケート結果（附属資料 1）によると、「保育所の充実などの子育て環境の整備」を望む回答が最も多くなっています。女性の就業機会の増加や核家族化が進む中、仕事と子育てを両立し、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

● 1-1-3. 地域の中での子育て支援体制の充実

保護者同士や地域の人々の協力により地域の中で子育てを支えるため、子ども同士のふれあいや保護者同士の交流の場づくりへの支援を行います。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	子育て支援センター「ぼけっと21」の充実 〈子育て支援課〉	幼稚園の空き教室等を活用した地域の子育て拠点として、子ども同士がふれあう場や保護者同士の交流の場の提供。
2	コミュニティ保育の推進 〈子育て支援課〉	児童館等の施設を利用して、保護者が中心となって保育方針を決め、子どもの発達段階に応じた集団保育を行っているグループへの支援の実施。
3	ファミリー・サポート・センターの推進 〈子育て支援課〉	地域の中で、子育ての援助を受けたい人と子育ての支援をしたい人が、互いに助け合っていくことを目指した相互援助活動。
4	公民館の家庭教育学級等の推進 〈生涯学習課〉	子どもの成長過程における育児を目的とした講座の開催や、子育て家庭の支援を目的とした親の交流等の家庭教育学級の開催。

◆目標設定

指標	現状値(H26)	目標値 (H31)
「ぼけっと21」の設置数	5箇所	7箇所

◇指標の説明と目標設定の考え方

【説明】幼稚園やこども園等の中に「子育て支援センター」として開設されている「ぼけっと21」の施設の数

【考え方】親や子ども同士が自然にふれあうことのできる場所を提供し、育児についての情報交換や気軽に相談できる環境を築くことで、子育てにおける不安の解消や遊びを通じた子どもの豊かな情緒を育てることを図ります。

● 1-1-4. 児童の健全な育成を支援

保護者の就労等により、放課後の適切な保護が困難な就学児童に対し、小学校の余裕教室等を活用して、適切な遊び及び生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図ります。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内容
1	放課後児童ホームの充実 〈保育こども園課〉	放課後帰宅しても保護者が家庭にいない小学校1～4年生を対象として、授業終了後の遊びや生活の場を提供。

◆目標設定

指標	現状値(H26)	目標値 (H32)
放課後児童ホーム待機児童数	0人	0人

◇指標の説明と目標設定の考え方

【説明】放課後帰宅しても家族の就労又は疾病等により、適切な保護が受けられない小学校1学年から4学年までの児童のうち、児童ホームへの入所を希望し入所できない児童の数。

【考え方】男女共同参画社会の実現に向けて進めるべき施策のアンケート結果(附属資料1)によると、「保育所の充実などの子育て環境の整備」を望む回答が最も多くなっています。放課後や夏休みなどの長期休暇時において、児童に適切な遊びや生活の場を提供することで、保護者は安心して就業等に専念ができます。

● 1-1-5. 子育てに関する相談窓口の充実・情報の提供

養育、発達、人間関係や学校生活に関することなど、子育てに関する様々な悩みに対応するとともに、ひとり親家庭に対する自立支援を実施します。

また、広報、ホームページ、ガイドブック等により、その情報を広く発信していきます。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内容
1	こども相談の実施 〈こども育成課〉	家庭相談員、心理相談員による乳幼児期における子育ての悩みや青少年に関する相談の実施。

No.	事業名／所管課	内 容
2	母子・父子相談の実施 〈子育て支援課〉	母子、父子相談員、母子、父子自立支援員による母子・父子家庭等における生活、子どもの養育相談等の実施。
3	家庭生活支援員の派遣 〈子育て支援課〉	母子・父子家庭等に家庭生活支援員を派遣して、子育て支援又は生活援助を実施。
4	育児相談の実施 〈健康づくり課〉	乳幼児の健康、食事や育児について保健師・助産師・管理栄養士等による電話等の相談を実施。

【施策の具体的方向 2】

安心して介護することができる環境の整備

家族による介護から社会全体で支える仕組みとする介護保険制度の円滑な運営を進め、多様なニーズに対応した福祉サービスを提供するとともに、介護にかかる不安解消や負担軽減の支援に努めます。

● 1-2-1. 施設整備の促進

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域間の偏りがなく、バランスのとれた施設整備の促進に努めます。

◆ 主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく施設整備の促進 〈高齢介護課〉	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）など、介護を支える施設の増床及びバランスのとれた配置の促進。

● 1-2-2. 在宅福祉サービスの充実

高齢者世帯やひとり暮らし高齢者及び障害者の生活を支えるサービスや介護保険によるサービスなど、多様なニーズに対応したサービスの充実に努めます。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	給食サービス、ショートステイサービス等の実施 〈高齢介護課〉	◇給食サービス 日常の食生活に支障を来している高齢者が、栄養バランスの取れた食事を行うことで、健康で自立した生活の確保を図るとともに、安否確認を行うサービスを実施。
		◇ショートステイサービス 虚弱なひとり暮らし高齢者が一時的に家庭での生活ができなくなった時に、老人ホームの空きベッドを活用したショートステイサービスの実施。
2	入浴サービス、日中一時支援事業等の実施 〈障害福祉課〉	◇入浴サービス 家庭での入浴が困難な障害者に対する入浴車等による入浴サービス。 ◇日中一時支援事業 福祉施設等において障害者の活動場所を確保することで、家族の就労支援、日常介護している家族の一時的な休息を図る事業。

◆目標設定

指標	現状値(H26)	目標値 (H32)
要介護等認定率	13.8%	15.8%

◇指標の説明と目標設定の考え方

【説明】 65歳以上の人口に占める要介護、要支援の認定を受けた人の割合

【考え方】 「第6期秦野市介護保険事業計画」の策定時に推計した平成32年度要

介護認定率は 16.1%ですが、介護予防施策の推進により、15.8%に抑えることを目指し、介護者の負担を軽減します。

● 1-2-3. 介護者支援の充実

介護への理解を深めるとともに、介護者の精神的な負担を緩和するため、介護者同士が語り合う場を提供し、また、認知症に対してすべての市民が正しい知識を持ち介護者の支援に努めます。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	介護者のつどい、認知症サポーター養成講座の実施 〈高齢介護課〉	◇介護者のつどい 介護者が少しでも穏やかな気持ちで介護を続けられることを目的として、介護者同士で日頃の悩みや思いを語り合う場の提供。 ◇認知症サポーター養成講座 認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かい目で見守るための応援者（サポーター）の養成を目的に実施。

● 1-2-4. 高齢者・障害者に関する相談窓口の充実

高齢者や障害者、その家族が適切なサービスの選択や情報の入手ができるよう支援するとともに、介護者の精神的なサポートとなるための相談事業を実施します。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	地域高齢者支援センターにおける高齢者総合相談の実施 〈高齢介護課〉	高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援などを幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげるための相談の実施。

No.	事業名／所管課	内 容
2	障害福祉なんでも相談室 を中心とした相談支援体制の充実 〈障害福祉課〉	身体・知的・精神・発達などに障害のある方や難病の方、その家族などが抱える様々な悩み、困りごとに関する相談や必要な情報の提供を身近に受けられるよう体制を充実。
3	介護者ほっとラインの開設 〈高齢介護課〉	介護をしている人の悩みや相談に対応する専用電話相談の実施。

◆目標設定

指標	現状値(H26)	目標値 (H31)
障害者の相談支援専門員数	16人	45人

◇指標の説明と目標設定の考え方

【説明】社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持つ相談支援専門員の数

【考え方】障害のある人やその家族が抱える問題について、身近な地域で、専門の相談員に安心して、気軽に相談できる体制を整えます。

【施策の具体的方向3】

趣味や経験を生かした市民活動等への参加の支援

仕事や家庭生活だけでなく、男女がともに趣味や経験を生かした市民活動等に参加し、地域社会に貢献することにより、その一員としてのやりがいや生きがいなどの新たな価値を見出すことができるよう、市民活動等への参加の支援に努めます。

●1-3-1. 情報及び学習機会の提供

自治会、ボランティア、サークル活動等を始めとする市民活動に関する情報や学習機会を提供するとともに、市民活動に関する支援に努めます。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	市民活動サポート事業への支援 〈市民自治振興課〉	公益的な活動を行う市民活動団体の育成と活性化を目的として、資金面での支援を行う「市民活動サポート事業」に対する支援。
2	チャレンジ THE ボランティア事業への支援 〈市民自治振興課〉	中高生を対象に、ボランティアの意義や楽しさを知ってもらうことを目的として、市民活動団体が行う体験事業に対する支援。
3	情報及び学習機会の提供 〈市民自治振興課〉	市民活動の拠点となる市民活動サポートセンター※による市民活動に関する情報、学習機会及び活動場所等の提供。

◆目標設定

指標	現状値(H26)	目標値 (H32)
はだの市民活動団体連絡協議会の加盟団体数	65 団体	71 団体

◇指標の説明と目標設定の考え方

【説明】市内の様々なジャンルのボランティアや市民活動団体が一堂に会している連絡協議会に加盟している団体の数

【考え方】男女がともに市民活動等に参加することで、やりがいや生きがいなどの新たな活動を見出すことができるよう支援していきます。

【施策の具体的方向 4】

市民生活を支える相談窓口の充実

高度情報化による多種多様な情報の氾濫、家族形態や就業形態の変容等による人間関係の希薄化、言葉・文化・習慣等の異なる外国籍市民の増加などにより、思いがけないことがトラブルに発展することも少なくありません。人々が安心して市民生活を送ることができるよう相談体制の充実に努めます。

● 1-4-1. 多様な問題に対応した相談窓口の充実

複雑多様化する問題に対処するため、相談体制を見直し、市民生活に関する各種相談窓口の充実を図り、トラブルの解決及び未然防止に努めます。また、複数の悩み事を解決するため、県や社会福祉協議会など他の関係機関との連携も図ります。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	暮らしの相談窓口の充実 〈市民相談人権課〉	弁護士、司法書士、税理士、行政書士等による専門相談を実施。
		近隣関係のトラブルや、家族・夫婦間の女性の悩みなど、身近な市民生活に関する相談を実施。
2	外国籍市民相談の実施 〈市民相談人権課〉	通訳を配置し、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語に対応した相談を実施。
3	消費生活センターでの消費生活相談の実施 〈市民相談人権課〉	商品の購入やサービスの利用に関するトラブルの相談と情報提供を専門の相談員により実施。 トラブル解決に向け、公正な立場で事業者とのあっせんを実施。



【施策の具体的方向5】

災害時でも安心できる環境の整備

東日本大震災では、避難所において衛生用品等生活必需品が不足したり、授乳や着替え場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように、食事準備や清掃を割り振られたなどの課題が見られました。

その経験と教訓を踏まえ、災害時の対応について、男女共同参画の視点から関係者の理解が進むように努めます。

● 1-5-1. 避難所環境の整備

男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮し、特に被災した女性が適切な避難所生活を送ることができるよう、着替え場所等におけるプライバシーを確保し、セクシュアル・ハラスメント※行為の防止を図ります。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内容
1	避難所環境整備事業 〈防災課〉 〈下水道施設課〉	着替え・授乳時等のプライバシー確保のためパーテーション等の整備。
		男女を区別したトイレの設置。

● 1-5-2. 地域等と連携した防災体制づくり

地域やボランティア団体等と連携した防災体制の充実に努めます。

市地区配備隊に被災女性相談担当を置き、被災女性からの相談に応じるほか、各地域の避難所運営委員会の救護・女性・要配慮者支援班と市地区配備隊が連携して災害対応に努めます。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内容
1	女性の視点からの防災対策の充実 〈防災課〉	日頃の備えや発災時の対応等の啓発。
2	避難所運営マニュアル作成支援等 〈防災課〉	避難所運営委員会の運営マニュアル作成支援及び避難所運営訓練の実施。



第3章 計画の内容

【基本方針2】

男女がともに個々の能力を発揮して働くことができる環境をつくるために・・・

女性の就業率の高まり、女性のライフスタイルや世帯構造の変化など、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、女性の参画は実際には期待されるほどの成果が得られていません。その大きな原因として、依然として残る「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担意識、男女の能力や適性に関する固定的な見方や様々な社会制度・慣行があります。特に、長時間労働は子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画を困難にし、結果として女性の仕事と生活の両立を難しくしていることとなります。

このため、雇用や就業の場面において、男女が均等な機会や待遇を確保することができ、働きたい人が年齢や性別にかかわらず、その能力を十分に発揮することができるようになることを目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を基本とし、職場優先に対する意識改革や新しい働き方への理解を求めるため、事業主と労働者への働きかけを行います。

【施策の具体的方向1】

市民・事業者に向けた情報及び学習機会の提供

安心して働き続けることができる環境をつくるため、事業主と労働者が、お互いの権利と義務について学ぶ機会を提供するとともに、職を求める人の就職を支援するための取組を行います。

● 2-1-1. 労働関係法令の周知・徹底

雇用に関する基本的な仕組みや、労働者の権利や義務についての知識を深めるため、労働関係法令に関する情報や学習機会の提供に努めます。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	労働相談会、労働講座等の開催 〈産業政策課〉	県との共催による働くための基礎知識をテーマとした労働講座や街頭労働相談会等の開催。
2	労働関係法令に関する情報提供 〈産業政策課〉 〈市民相談人権課〉	男女雇用機会均等法、労働基準法を始めとする労働関係法令や、育児・介護休業制度の改正内容等に関する情報の提供。

●2-1-2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
普及への取組の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意義への理解を深めるよう、事業主を中心として、情報提供と啓発に努めます。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	情報の提供及び啓発活動の実施 〈産業政策課〉 〈市民相談人権課〉	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性に関する社会的気運を醸成するための情報の提供及び啓発活動の実施。
2	家族経営協定※の締結についての啓発 〈農産課〉 〈農業委員会〉	働く立場や役割を明確にし、安定した経営を行うための家族経営協定の締結促進に向けた啓発。

◆目標設定

指標	現状値(H26)	目標値 (H32)
「習慣等において男女平等」という考え方に同感する人の割合	23%	46%

指標	現状値(H26)	目標値 (H32)
「男は仕事、女は家庭」という考え方を否定する人の割合	58%	70%

◇指標の説明と目標設定の考え方

【説明】 Web アンケートや市民の日などを利用し、不特定多数を対象に定期的実施している男女共同参画に関するアンケート結果による。

【考え方】 さまざまな施策を実施する中で、「習慣等において男女平等」という考え方に賛同する人が増えることで、男女が対等なパートナーであるという意識づくりが進んでいきます。一方、「男は仕事、女は家庭」などの性別役割分担は時代とともに変わりつつありますが、まだまだ残っており、男性の家庭生活への参画を促進するためには、一層の意識改革が必要になります。

● 2-1-3. 各機関と連携した実態の把握

適切な情報及び学習機会の提供を行うため、市内の労働状況の実態の把握に努めます。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	市内事業者における労働実態（就業状況）の把握 〈産業政策課〉	商工会議所等、関係機関と連携した調査の実施及び実態の把握。

【施策の具体的方向 2】

就業支援策の充実

雇用情勢の悪化に伴う就職難、結婚や出産を機に退職した女性の再就職、仕事と家庭を両立する働き方等を支援するため、就業に必要な情報及び学習機会の提供に努めます。

● 2-2-1. 就業を助ける講座等の実施

女性や若者を中心として、働きたい人の就業を促進するため、就業に必要な知識やスキルを身につけるための支援に努めます。



◆主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	就職カウンセリングの実施 〈産業政策課〉	求職活動中の方を対象に、専門のカウンセラーによる個別面接就職相談の実施。
2	再就職支援講座、起業家入門講座等の実施 〈市民相談人権課〉	結婚、出産、育児等で仕事を中断した女性や育児休暇中の女性等、女性の再就職や起業を支援するための講座の開催。

◆目標設定

指標	現状値(H26)	目標値 (H32)
「秦野ふるさとハローワーク」における就業紹介件数に対する就職件数の割合（年間）	18%	27%

◇指標の説明と目標設定の考え方

【説明】「秦野ふるさとハローワーク」（公共職業安定所）における紹介件数に対し、実際に就職した件数の割合

【考え方】働きたい人の就業を促進することで、仕事と家庭生活の両立を希望する人の支援につながります。



第3章 計画の内容

【基本方針3】

男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができ
る環境をつくるために・・・

誰もが社会を支える重要な一員として、誇りを持って、安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、年齢や性別等に基づく固定的な見方や偏見を解消するために、人権を侵害する行為や暴力を許さない環境づくりに努めます。

また、男女にかかわらず心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し健康を享受できるようにしていくために必要です。特に、女性については、その心身の状況が思春期、出産期、更年期、老年期等人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目し、長期的、継続的かつ総合的な観点に立って健康の増進を支援することも必要です。

【施策の具体的方向1】

人権侵害問題に対する意識啓発の推進

人権侵害となる行為を容認しない社会風土を醸成するための啓発活動を行うとともに、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止し、効果的な被害者支援に努めます。

● 3-1-1. 人権侵害問題に関する知識の普及・啓発

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス※／以下「DV」という。）、交際中の相手からの暴力（デートDV※）、児童や高齢者、障害児・者に対する虐待、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント※、マタニティ・ハラスメント※などの様々なハラスメント等について、当事者のみならず、当事者以外の誰もが身近な問題として認識し、被害を未然に防止できるよう意識啓発に努めるとともに相談窓口の周知を図ります。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	予防啓発を目的としたキャンペーンの実施や学習機会の提供 〈市民相談人権課〉	女性に対する暴力をなくす運動、人権週間等、様々な週間にあわせた街頭キャンペーンの実施や学習機会の提供。
2	相談窓口に関する広報の実施 〈市民相談人権課〉 〈こども育成課〉 〈高齢介護課〉 〈障害福祉課〉	広報紙・ホームページ、公共施設等を活用した相談窓口の周知活動の実施。

【施策の具体的方向2】

被害を受けた者に対する支援体制の充実

被害者の背景にある状況は多岐にわたり、様々な問題が絡み合い、被害の内容も複雑多様化しています。

被害者の状況に応じたきめ細かい対応ができるよう、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

●3-2-1. 相談体制の充実

被害を受けた者が、プライバシーや人権を侵害されることなく安心して相談ができるよう、被害者の視点に立った相談体制の充実に努めます。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	各種専門相談の実施 〈市民相談人権課〉 〈こども育成課〉 〈高齢介護課〉 〈障害福祉課〉	こども相談、高齢者相談、人権相談、障害者相談等、関係機関と連携した専門相談の実施。

【施策の具体的方向3】

配偶者等からの暴力を受けた者に対する支援の充実

配偶者等からの暴力（DV）に関する相談が複雑多様化する中で、相談から自立支援まで一貫した支援ができるよう、関係機関との連携を強化し、被害を受けた者に対する支援の充実に努めます。

● 3-3-1. 相談体制の充実

被害を受けた者が安心して相談ができるよう、被害者の安全確保に配慮し、関係機関と連携した相談しやすい体制づくりに努めます。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内容
1	連携強化によるDV相談の実施 〈市民相談人権課〉	警察、配偶者暴力支援センター、民間支援団体を始め、各種関係機関との連携によるDV相談の実施。
2	相談員に対する研修の実施 〈市民相談人権課〉	DVに関する情報の取得と相談スキルの向上を目的とした相談員に対する研修の実施。

● 3-3-2. 自立に向けた支援体制の充実

民間団体を含めた関係機関との連携を強化し、被害を受けた者に対する支援策についての情報提供や助言を行い、保護と自立の支援に努めます。

また、関係機関との連携の下、これまで不足していた男性支援に対する情報提供及び研究に努めます。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内容
1	保護と自立に関する情報の提供 〈市民相談人権課〉	緊急一時保護や経済的支援など、被害者の状況に応じた行政サービス等についての情報の提供。

No.	事業名／所管課	内 容
2	保護と自立に向けた支援の実施 〈市民相談人権課〉 〈こども育成課〉 〈子育て支援課〉 〈産業政策課〉 〈戸籍住民課〉 〈生活福祉課〉 〈国保年金課〉 〈保育こども園課〉 〈教育指導課〉 〈学校教育課〉 〈建築住宅課〉	関係機関と連携し、被害者の心身の安全と生活の安定が図れるよう、自立に向けた相談の実施及び行政サービス等の提供。

● 3-3-3. 民間団体に対する支援の実施

一時保護施設の運営など、被害者支援を行う民間団体に対し、財政的な支援を実施します。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	三者協働事業の実施 〈市民相談人権課〉	市、県、民間団体の三者における協定の締結による財政支援の実施。

【施策の具体的方向4】

生涯を通じた健康支援

女性と男性とでは、身体的・生理的には差異がありますが、一人の人間として平等であることは言うまでもありません。特に、女性は妊娠や出産など、思春期、妊娠から出産期、成人期、高齢期の生涯を通じて、男性とは異なった身体の変化や病気の問題に直面します。男女がそれぞれの身体の違いを十分理解し、互いに思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現の

大前提となります。

男女がそれぞれ自らの身体について正しい情報を得て自分で判断しながら、生涯にわたって心身の健康を維持していくことが必要です。

● 3-4-1. 生涯を通じた女性の健康支援

各段階における心身の状況変化に合わせた健康維持を支持するため、疾病の早期発見及び予防に向けた取組を行います。



◆ 主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	疾病の早期発見及び予防 やこころの健康づくりの 推進 〈健康づくり課〉	生涯を通じた健康保持増進のための普及啓発や健康教育、健康相談、健康診査・がん検診等を実施。
2	健康づくり運動事業の推進 〈健康づくり課〉	さわやかマスター※の養成等による地域ぐるみで取り組む体操会の支援、運動習慣の確立のためのウォーキングの開催等を実施。
3	自殺防止事業の実施 〈健康づくり課〉	自殺のサインに早期に気づき、専門の相談機関につなぐ役割を担うゲートキーパー※の養成や相談窓口の一覧等自殺対策への情報提供や啓発。

◆ 目標設定

指標	現状値(H26)	目標値 (H32)
女性特有のがんの受診率	33%	50%

◇ 指標の説明と目標設定の考え方

【説明】女性特有のがん（乳がんは40～69歳、子宮頸がんは20～69歳の隔年）における検診受診率

※ 受診率は国提案の算定方法に準ずる。

【考え方】女性特有のがんは若い時期から罹患しやすく、死亡の危険性が高いにもかかわらず、子育てなどで受診しにくい時期であるため、クーポン事業の実施などにより受診を促し、疾病の早期発見及び予防の支援を行います。

● 3-4-2. 妊娠から出産及び子育て期に関する健康支援

安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠中の家族向けの講座や時期に応じた母子の健康診査を実施し、受診勧奨に努めます。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	おめでとう家族教室の開催 (父親母親教室) 【再掲】 〈健康づくり課〉	妊婦とその家族を対象として、妊娠・出産・育児等についての知識や技術を習得し、夫婦が協力して子育てに取り組めるメニューを実施。
2	妊婦健康診査及び出産後の乳幼児健康診査の実施 〈健康づくり課〉	妊婦の健康管理の向上を図るため、費用の一部を補助して健康診査を実施。子どもの出生後は、子どもの発育発達の重要な時期に、乳幼児の健康診査、併せてその保護者の健康状況を把握した支援を実施。



● 3-4-3. 男性の心身の健康維持等の支援

女性のみならず、男性の心身の健康維持を支援するため、疾病の早期発見及び予防に向けた取組を行います。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	疾病の早期発見及び予防 やこころの健康づくりの 推進　　〈健康づくり課〉	生涯を通じた健康保持増進のための普及啓発や健康教育、健康相談、健康診査・がん検診等を実施。
2	健康づくり運動事業の推 進 〈健康づくり課〉	さわやかマスター※の養成等による地域ぐるみで取り組む体操会の支援、運動習慣の確立のためのウォーキングの開催等を実施。
3	自殺防止事業の実施 〈健康づくり課〉	自殺のサインに早期に気づき、専門の相談機関につなぐ役割を担うゲートキーパー※の養成や相談窓口の一覧等自殺対策への情報提供や啓発。

第3章 計画の内容

【基本方針4】

男女共同参画に対する理解を深めるために・・・

性別の違いから生じる差や特色を認めつつ、お互いの人権を尊重しあう人間関係を保ち、主体的に生きることができる男女共同参画社会を目指し、学校教育や生涯学習等の場を通じて、性別にとらわれない考え方を育み、自分らしさ、その人らしさといった個性が大切にされる意識づくりに努めます。



【施策の具体的方向1】

子どもに対する男女共同参画教育の充実

子どもたちが健やかに育ち、個性と能力を発揮し、将来を見通した自己形成ができるよう、学校教育の場における男女共同参画に対する理解の促進に努めます。

● 4-1-1. 自立心や主体性を育む教育の推進

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、幅広い生き方の選択ができ、自らの人生を主体的に考え、個性や能力を生かす職業観や生活観を育む教育の推進に努めます。

◆ 主な施策

No.	事業名／所管課	内容
1	個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育の充実 〈教育指導課〉	一人ひとりの個性を尊重し、認め、励まし、それぞれの良さを最大限に伸ばす教育の推進。

No.	事業名／所管課	内 容
2	自立の意識を育み、多様な選択を可能にする個に応じた指導の推進 〈教育指導課〉	勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方の選択に資するキャリア教育の推進、及び子どもたちが自らの希望に合った進路を主体的に選択できるような指導の推進。
3	性と健康に関する教育の充実 〈教育指導課〉	性に関する自己決定権の尊重の重要性や、エイズあるいは性感染症等に関する正しい知識、思春期における喫煙・飲酒の人体への影響、薬物乱用の危険性などに関する教育の充実。
4	情報教育の推進 〈教育研究所〉	メディアの重要性と影響力について正しく理解するとともに、メディアによって送り込まれる情報を正しく読み解く力（メディア・リテラシー※）を養う教育の推進。

● 4-1-2. 教職員に対する男女共同参画意識の啓発

教職員の言動等を含め、学校全体における性別役割への固定観念や男女共同参画の理念に対する理解不足の解消を図るよう研修を実施し、教職員の男女共同参画意識の醸成に努めます。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	人権教育の視点に立った研修の充実 〈教育指導課〉	人権教育担当者会における研修内容の充実及び学校外で行われる研修への参加の促進。
2	見えにくく、気づきにくい“差別につながる行動等”の点検・見直しの促進 〈教育指導課〉	教材における男性像、女性像の描き方、遊びや色の選択、褒め方や叱り方など、気づかないまま子どもたちの価値観形成に影響を与える教職員の言葉や態度、学習教材等の点検・見直し。

【施策の具体的方向2】

生涯学習等の場における意識啓発事業の推進

男女共同参画社会の実現にとって、日常生活における大人の何気ない言動が与える子どもたちへの影響は大きく、大人自身が男女共同参画の意義を正しく理解しておく必要があります。

社会制度や慣習の中に潜む固定的な性別役割分担意識への気づきや、男女共同参画社会についての理解を促進するため、市民団体との連携を図りながら学習機会や情報の提供に努めます。

● 4-2-1. 学習機会・情報の提供

家庭、地域、職場など、あらゆる分野の活動に男女がともに参画し、責任を担い合う意識が高まるよう学習機会と情報の提供に努めます。

◆ 主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	協働による意識啓発事業の実施 〈市民相談人権課〉	男女共同参画社会の市民推進組織である「はだの市民が創る男女共同社会推進会議」等との協働によるフォーラム等の開催及び情報誌の発行。
2	エンパワーメント※事業の実施 〈市民相談人権課〉	自らの意識と能力を高め、あらゆる活動への主体的な参画を支援する学習機会の提供。
3	男女共同参画に対する理解を深める学習機会及び情報の提供 〈市民相談人権課〉	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、メディアによって送り込まれる情報を正しく読み解く力（メディア・リテラシー※）など、男女共同参画を理解するための学習機会及び情報の提供。

第3章 計画の内容

【基本方針5】

男女共同参画社会の実現を着実に進めるために・・・

本計画の適切な進行管理を行い、施策の実効性を高めるため、市民、事業者、行政が互いの立場を尊重しながら、関係機関と連携した取組を展開します。

また、市民、事業者の先導役となるよう、行政内部における男女共同参画の推進に努めます。

【施策の具体的方向1】

庁内推進組織による計画推進の適正管理

男女共同参画社会の実現には、広範かつ多岐にわたる取組を展開することが必要であるため、関係課が一体となり、庁内推進組織を中心とした推進力の強化に努めます。

●5-1-1. 総合的・計画的な施策の推進

各部等の長で構成する「秦野市男女共同参画推進会議」を最終的な意思決定機関として、関係課との連携の下、施策の推進状況の把握と対応策の検討を行い、本計画の総合的・計画的な推進に努めます。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内容
1	年次報告書の作成 〈市民相談人権課〉	所管課における施策の推進状況を踏まえた年次報告書の作成。
2	男女共同参画推進会議における推進状況の把握と対応策の検討 〈市民相談人権課〉	男女共同参画推進会議における年次報告書による推進状況の把握及び関係課と連携した対応策の検討。

【施策の具体的方向 2】

方針決定過程における女性の登用の促進

有権者や生活者の半分以上が女性であり、女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、行政における重要な政策方針決定過程に女性が少ない状況を踏まえ、多様な人材の発掘を行い、女性の参画促進に努めます。

● 5-2-1. 審議会・協議会等における女性の参画促進

各界各層から人材を登用し、多様な意見を市政に反映するため、行政における重要な政策方針決定過程における女性委員の登用の促進を図ります。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内容
1	審議会等における女性委員登用の推進 〈市民相談人権課〉	関係部署に働きかけ、審議会・協議会等における女性委員の登用率の引き上げ。
2	女性人材情報の提供 〈市民相談人権課〉	各分野において活躍する女性人材情報の収集・登録に基づく、委員委嘱時における女性人材情報の提供。

◆目標設定

指標	現状値(H26)	目標値 (H32)
女性委員の登用率	28.9%	40%

◇指標の説明と目標設定の考え方

【説明】 地方自治法に基づく審議会等における女性委員の登用率

【考え方】 行政における重要な政策方針決定過程の場において、男女の意見が偏りなく反映されます。

【施策の具体的方向 3】

各機関と連携した事業の推進

男女共同参画社会の形成には、広範かつ多岐にわたる取組を展開することが必要であるため、官民を含めた関係機関が一体となり、それぞれの機能を十分に発揮することで推進力の強化に努めます。

● 5-3-1. 国・県・他の自治体等との連携

国や県の施策を積極的に活用するとともに、他の自治体との連携を深め、効果的な事業の推進に努めます。

また、国や県に対し、施策の充実や制度の改善についての要望を行います。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	エンパワーメント事業※の実施【再掲】 〈市民相談人権課〉	国、県、他の自治体と連携し、自らの意識と能力を高め、あらゆる活動への主体的な参画を支援する学習機会の提供。
2	連携強化によるDV相談の実施【再掲】 〈市民相談人権課〉	警察、配偶者暴力支援センター、民間支援団体を始め、各種関係機関との連携によるDV相談の実施。

● 5-3-2. 市民活動団体等との連携

様々な分野で活躍している市民活動団体等において、男女共同参画の自主的な取組が展開されるよう、情報や資料の提供を行うとともに、協働による事業の実施など各種団体との連携強化に努めます。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	協働による意識啓発事業の実施【再掲】 〈市民相談人権課〉	男女共同参画社会の市民推進組織である「はだの市民が創る男女共同社会推進会議」等との協働によるフォーラム等の開催及び情報誌の発行。

【施策の具体的方向4】

市職員における女性活躍「行動計画」に基づく取組と職員一人ひとりの意識啓発の推進

職員一人ひとりが男女共同参画の理念を理解するとともに、職務に反映し、自らの個性と能力を十分に発揮できるよう、研修を通じて職員の意識啓発に努めます。

●5-4-1. 市職員を対象とした女性の活躍推進

「女性活躍推進法」に基づき、市役所も特定事業主として、この法律に基づき、取組の内容、実施時期や目標等を定めた「行動計画」を策定・公表する必要があります。

この計画は採用した職員に占める女性職員の割合や男女の継続勤務年数の差異、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合等の状況について把握、分析し、本市の実情に応じた女性職員の活躍推進に資する取組を検討し、計画化するものです。

このことにより、市役所においても女性職員の活躍に向け、効果的な事業の推進を図っていきます。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内容
1	特定事業主行動計画に基づく女性管理職登用の推進 〈人事課〉	全ての職員の能力、意欲、実績を重視しつつ、女性の活躍推進を意識した人材登用方針の徹底。

●5-4-2. 継続的な男女共同参画研修の実施及び内容の充実

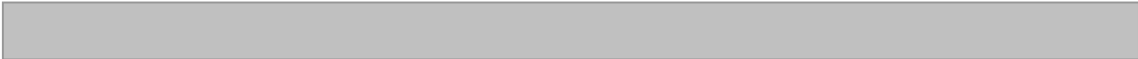
男女共同参画を積極的に推進する上で、市職員が男女共同参画社会に対する理解と認識を十分に深める必要があるため、継続した研修の実施に努め、人材の育成を図ります。

◆主な施策

No.	事業名／所管課	内 容
1	新採用職員研修の実施 〈人事課〉 〈市民相談人権課〉	新採用職員を対象として、男女共同参画社会に対する理解と認識を深める研修の実施。
2	職員の階層に応じた男女共同参画研修の実施 〈人事課〉 〈市民相談人権課〉	男女共同参画の趣旨を理解し、職員一人ひとりの行動が男女共同参画社会の実現に資するよう、職員の階層に応じた男女共同参画研修の実施。



第4章



市民及び事業者の役割と行動指針

第4章 市民及び事業者の役割と行動指針

男女共同参画社会は、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすことで実現します。そのための役割や行動指針として、次のことがあげられます。

1 市民の役割・行動指針

市民一人ひとりが互いの立場を尊重し、相手を思いやる気持ちを持つことが必要です。その上で、職場、家庭、地域社会において、お互いに認め合い、助け合う関係を築くことを心がけましょう。

◆具体的な行動の指針◆

- ☆ 自分らしさ、自分の気持ちを大切にしましょう。
- ☆ 性別や国籍などに伴う固定観念で判断することなく、それぞれの人の考え方を尊重しましょう。
- ☆ 家族や友人などときちんと話し合いができる関係を築くよう互いに努力しましょう。
- ☆ サークル活動、ボランティア活動、地域活動など、あらゆる活動に積極的に参加しましょう。

2 事業者の役割・行動指針

「女性活躍推進法」に基づき、従業員301人以上の一般事業主に対して、この法律に基づいた取組の内容、実施時期や目標等を定めた「行動計画」を策定・公表することが義務付けられました。

各事業主により抱える課題は様々なため、事業主がこの行動計画を定めるに当たっては、採用した労働者又は職員に占める女性労働者の割合や男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者等に占める女性労働者等の割合、その他の女性の活躍に関する状況を職務の内容を踏まえて把握し、課題を分析した上で、その課題解決に必要な取組を事業主行動計画に定め、実行していくことが重要になります。

また、中小企業については、この事業主行動計画の策定は努力規定となっていますが、積極的に取り組むことによって、企業イメージの向上につながり、結果として女性の活躍推進になることが期待されています。

就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現にもつながる人々の生活における重要な要素です。誰もが健康で心豊かな生活を送るため、従業員一人ひとりの能力を最大限に引き出すとともに、企業が活性化し、誰もが働きやすい環境づくりを行うことが必要です。

◆具体的な行動の指針◆

- ☆ 労働関係法令を遵守し、働きやすい環境づくりに努めましょう。
- ☆ 性別や国籍などに伴う固定観念で判断することなく、それぞれの適正や能力に基づいた採用や職場配置を行いましょう。
- ☆ 大企業の問題と捉えず、企業の生産性を高める取組のひとつとして、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に努めましょう。

